

「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業環境影響評価準備書」に対する 岩手県知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価書の作成に当たり、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 環境影響評価書の作成に当たっては、下記の個別的事項に関わる指摘を踏まえて行うこと。
- (3) 環境保全措置の追加検討に当たっては、代替措置を優先して検討するのではなく、環境影響の回避・低減を優先すること。

2 個別的事項

(1) 水環境

水環境については、専門家の意見を聴きながら、適切な方法により環境への配慮を行うこと。

(2) 動植物

動植物については、専門家の意見を聴きながら、適切な環境保全措置を講ずること。
また、審査会で指摘された事項も含め、事後調査を実施するとともに、その結果を報告、公表すること。

(3) その他

- ア 事業の実施に当たっては、住民への説明を十分に行い、不安の解消に努めるとともに、周辺の景観に配慮すること。
- イ 長期に亘る事業であることから、処分場の管理運営を適切に行うこと。